

## 意見書案第1号

原発処理汚染水の海洋放出に関する意見書について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年6月21日提出

提出者 宿毛市議会議員 松浦英夫

賛成者 宿毛市議会議員 今城隆

〃 〃 川田栄子

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

説明 口頭

### 原発処理汚染水の海洋放出に関する意見書

政府は4月13日、福島第一原発で発生した放射性物質トリチウムを含む処理水を海洋放出する方針を決定した。

現在タンクで保管している処理済み汚染水は、ALPS（多核種除去設備）で二次処理した後も、セシウムやストロンチウムなどの核種を取りきることはできない。政府はトリチウムなどを規制基準以下まで希釈して放出するとしているが、排出総量は変わるわけではない。

海に流す以外の代替案として、専門家から「大型タンクによる長期安定保管」や「モルタル固化処分」といった提案がなされているが、生態系への影響を含めた科学的な評価と検討が十分になされたとは言えず、現段階での海洋放出の結論はあまりにも拙速である。

こうした中、福島県では7割を超える市町村議会が海洋放出に反対・慎重とする意見書採択や決議がされ、農林水産業者を始めとした幅広い関係団体、さらには諸外国からも強い懸念の声が上がっている。

放射性物質は集中管理をするのが原則であり、安易に環境に拡散させることは許されない。政府は、海洋放出案以外の代替案について十分に検討し、幅広い世代、市民の声にも十分に耳を傾け、開かれた議

論を行うべきである。

判断には慎重を期し、長期地上保管の検討も含めるとともに、併せて全国民への安全性の化学的根拠を示し、風評被害への万全の対策を講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
環境大臣 殿  
復興大臣 殿